

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市勤労青少年ホームの使用料の減免		
根拠法令及び条項	蓮田市勤労青少年ホーム設置及び管理条例第14条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催、共催する行事等に使用するとき。</p> <p>(2) 市又は教育委員会が構成員となっている団体が主催する行事等に使用するとき。</p> <p>(3) その他市長が特別な理由があると認めたとき。</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○蓮田市勤労青少年ホーム設置及び管理条例施行規則</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 条例第14条に規定する使用料の減免は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第14条第1号及び第2号の場合 全額</p> <p>(2) 条例第14条第3号の場合 市長がその都度定める割合</p> <p>2 条例第14条の規定により、使用料の減額又は免除の措置を受けようとする者は、様式第7号の蓮田市勤労青少年ホーム減額・免除申請書に所定の事項を記載して市長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、ホーム利用証を所持する者は、これを提示することにより、前項の申請がなされたものとみなす。ただし、35歳未満の者に限る。</p>		
審査基準 設定年月日	令和6年 3月15日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当） （理由：個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、標準処理期間を定めることは困難であるため）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日

所管部署	環境経済部 自治振興課
備考	

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。